株式会社SOU
証券コード：9270

第8回
定時株主総会
招集ご通知

日時　2019年11月22日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所　東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス28階
株式会社SOU　本社オークションルーム

決議事項
第1号議案 **吸収分割契約承認の件**
第2号議案 **定款一部変更（1）の件**
第3号議案 **定款一部変更（2）の件**（商号、事業目的変更）
第4号議案 **取締役**（監査等委員である取締役を除く。）**3名選任の件**
第5号議案 **監査等委員である取締役3名選任の件**
第6号議案 **取締役**（監査等委員である取締役を除く。）**の報酬等の額決定の件**
第7号議案 **監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**
第8号議案 **取締役**（監査等委員である取締役を除く。）**に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬決定の件**
第9号議案 **退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件**

目次

招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 5
事業報告……37
連結計算書類……57
計算書類……59
監査報告……61

議決権行使について

当日ご出席いただけない場合は、
郵送により議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。
詳細は4ページをご覧ください。

議決権行使期限
2019年11月21日（木曜日）午後7時

SOU

買取

なんぼや BRAND REUSE NANBOYA

BRAND CONCIER

古美術 八光堂

販売

● オークション

STAR BUYERS AUCTION

THE EIGHT AUCTION

● 小売

ALLU

USUS

アプリ

Miney

株主の皆様へ



株主の皆様には平素より格別のお引き立てとご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社が属するリユース業界では、フリマアプリの浸透などによってお客様がリユースに触れる機会が増えており、不要になったモノを手放して新しいモノやコトに投資する、ということが、ライフスタイルの一部として受け入れられつつあります。業界が活性化するのと同時に競争は激化しており、継続的な成長を実現するためには、これまで以上の工夫と進化が求められます。

先般お知らせしましたとおり、当社は、目まぐるしく変化する事業環境に柔軟かつ機動的に対応すべく、3月を目途に持株会社体制へと移行することを決定しております。これを第2創業期のスタートと位置づけ、それぞれの事業会社が責任と権限をもって自立した経営を行うことで、もう一段階上のステージへと進むことを決意いたしました。

また、将来的には本則市場へのステップアップも果たしたいと考えております。

当事業年度の業績は前事業年度から増収増益、業績見通しに対しても売上・利益ともに上振れで着地することができました。一方で、外部要因のオークションへの影響や買取面での仕入れ値の上昇など、明らかになった課題もあります。これらを一つずつクリアして足元をより堅固なものにし、将来に向けた投資を行なっていくことで更なる規模拡大に努めてまいります。

役員・社員一丸となって企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード　9270
2019年11月６日

東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス28階
株式会社ＳＯＵ
代表取締役社長　嵜　本　晋　輔

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年11月21日（木曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時	2019年11月22日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. 場　　所	東京都港区港南一丁目２番70号　品川シーズンテラス28階 株式会社ＳＯＵ　本社オークションルーム （株主総会の会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項	**報告事項**　１．第８期（2018年９月１日から2019年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第８期（2018年９月1日から2019年８月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　吸収分割契約承認の件 **第２号議案**　定款一部変更（１）の件 **第３号議案**　定款一部変更（２）の件（商号、事業目的変更） **第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 **第５号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件 **第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 **第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 **第８号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬決定の件 **第９号議案**　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

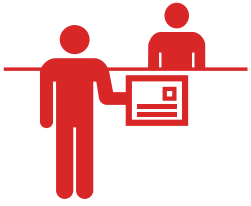
4. 招集にあたっての決定事項	（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。 （2）議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下２つの方法がございます。

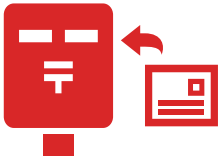
株主総会ご出席



■ 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 ▶ 2019年11月22日（金曜日）　午前10時（受付開始 午前９時）

郵送



■ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 ▶ 2019年11月21日（木曜日）　午後７時到着分まで

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ai-sou.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ai-sou.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
◎監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社は、創業以来培ってきたノウハウや実績を基に、中長期的な経営ビジョンとして「世界中の“価値”をオープンにし、ライフスタイルをスマートにする」を掲げ、継続的な買取店舗の出店と資産管理アプリによる潜在顧客の掘り起こしによるブランドリユース業界における国内シェアNo.１の獲得への取組と、グローバル化を推進してまいりました。

今後、当社グループが更なる企業価値向上と持続的な成長を実現するためには、より一層の経営の効率化や、市場環境の変化に柔軟に対応できるよう、グループ体制を再構築することが必要不可欠と考えます。

持株会社体制へ移行することにより、グループ経営戦略の企画・立案機能を強化するとともに、市場環境に柔軟に対応でき、M&Aを活用した業容拡大を目的とする機動的な組織体制を構築することで、企業価値向上と持続的な成長を図っていけるものと判断し、持株会社体制への移行を決定いたしました。

当社と当社の完全子会社である株式会社SOU分割準備会社（2019年12月１日に「バリュエンスジャパン株式会社」に商号を変更する予定です。以下「承継会社」といいます。）は、2020年３月１日を効力発生日として、当社のリユース事業を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことで合意いたしました。なお、当社は、吸収分割後に持株会社となり、2020年３月１日付で「バリュエンスホールディングス株式会社」に商号を変更する予定であります。

なお、本件分割は、第３号議案「定款一部変更（２）の件（商号、事業目的変更)」が原案どおり承認可決されることを条件として効力が発生するものとします。

２．吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社SOU（以下「甲」という。）及び株式会社SOU分割準備会社（以下「乙」という。）は、2019年10月24日付で、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（吸収分割）
甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲の、リユース事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第3条に定める意味を有する。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条　（商号及び住所）
本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。
(1) 吸収分割会社
商号：株式会社SOU
（2020年３月１日付で「バリュエンスホールディングス株式会社」に商号変更予定）
住所：東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス28階
(2) 吸収分割承継会社
商号：株式会社SOU分割準備会社
（2019年12月１日付で「バリュエンスジャパン株式会社」に商号変更予定）
住所：東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス28階

第3条　（承継する権利義務）
本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2019年8月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務に、本効力発生日（第7条に定める意味を有する。）の前日までの増減を加除した権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継について、不動産に係る賃貸借契約に基づき本効力発生日の前日までに生じた債務の承継は重畳的債務引受の方法により、それ以外の債務の承継は免責的債務引受の方法による。

第4条　（分割対価）
乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わり乙の株式200株を交付する。

第5条　(乙の資本金及び準備金の額に関する事項)
本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額の増加は行わない。

第6条　(分割承認取締役会)
甲及び乙は、2019年11月22日に開催予定のそれぞれの株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条　(効力発生日)
本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条　(競業避止義務)
甲は、本吸収分割の効力が生じた後、乙に対して、競業避止義務を負わない。

第9条　(会社財産の管理等)
甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条　(本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)
本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力)
本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条　（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約の正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2019年10月24日

甲　株式会社SOU
東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス28階
代表取締役社長　嵜本　晋輔　㊞

乙　株式会社SOU分割準備会社
東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス28階
代表取締役社長　嵜本　晋輔　㊞

別紙

承継権利義務明細表

1　資産

（1）流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、前払費用等の本事業に関する一切の流動資産。

（2）固定資産

本事業に属する建物（建物附属設備を含む）、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、商標権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定等の本事業に関する一切の固定資産。

2　負債

（1）流動負債

本事業に属する買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、リース債務、未払費用等の本事業に関する一切の流動負債。

（2）固定負債

本事業に属する長期借入金、リース債務、資産除去債務、長期未払金等の本事業に関する一切の固定負債。

3　労働契約

本事業に従事する従業員のうち、甲と正社員たる従業員との間の労働契約は承継しないものとする。また、本事業に従事する従業員のうち、甲とパート・アルバイトとの間の労働契約は承継するものとする。

4　その他の権利義務及び契約上の地位

（1）本吸収分割契約の効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を除く。

（2）本事業に関する甲の許可、認可、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの全て。

（3）前2号に掲げるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務。ただし、甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関し甲に発生した一切の権利義務を除く。

3．会社法施行規則第183条に定める内容の概要

（1）対価の相当性に関する事項

承継会社は、本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを分割会社である当社に割当て交付します。承継会社は当社の完全子会社であるため、本件分割により当社に割当て交付される株式の数によって当社と承継会社の間の実質的な関係に差異を生じるものではありませんが、承継会社が発行する株式の数は、当社および承継会社で協議の上で決定したものであり、相当な数であると判断しております。

（2）資本金等の定めの相当性

本件分割により、承継会社の資本金および準備金は増加しません。

（3）新株予約権の定めの相当性

該当事項はございません。

4．計算書類等に関する事項

（1）承継会社の成立時に係る計算書類等

承継会社の第１期事業年度は、会社設立の日である2019年９月10日より、2020年８月31日までであり、本書類作成日現在、第１期事業年度を終了しておりませんので、第１期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	1,000万円	資本金	1,000万円
資産合計	1,000万円	負債・純資産合計	1,000万円

（2）承継会社の成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

（3）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

（4）吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はございません。

第２号議案　定款一部変更（１）の件

１．変更の理由

（１）当社は、取締役会の意思決定の迅速化と機動性向上を図り、監視体制、監督機能の更なる強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実、実効性を高めるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行います。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設するものであります。

（２）株式売買の利便性を高めることを目的として単元未満株式の買増制度を導入すべく、単元未満株式の買増しに関する規定を新設するとともに、現行定款第８条（単元未満株式についての権利）を変更するものであります。

（３）その他、上記に伴い、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
第１章 総 則	第１章 総 則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機 関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機 関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章 株 式	第２章 株 式
第６条～第７条　＜条文省略＞	第６条～第７条　＜現行どおり＞

現行定款	変更案
（単元未満株式についての権利） 第８条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	（単元未満株式についての権利） 第８条　＜現行どおり＞
（１）　＜条文省略＞ （２）　＜条文省略＞ （３）　＜条文省略＞	（１）　＜現行どおり＞ （２）　＜現行どおり＞ （３）　＜現行どおり＞
＜新設＞	（４）次条に定める請求をする権利
＜新設＞	（単元未満株式の買増し） 第９条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第９条～第10条　＜条文省略＞	第10条～第11条　＜現行どおり＞
第３章 株 主 総 会	第３章 株 主 総 会
第11条～第16条　＜条文省略＞	第12条～第17条　＜現行どおり＞
第４章 取締役及び取締役会	第４章 取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第17条 当会社の取締役は１０名以内とする。	（取締役の員数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１０名以内とする。
＜新設＞	２　当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第18条 取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任方法） 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　＜条文省略＞ ３　＜条文省略＞	２　＜現行どおり＞ ３　＜現行どおり＞
（取締役の任期） 第19条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
＜新設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	4　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第20条～第21条　＜条文省略＞	第21条～第22条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第22条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第23条～第24条　＜条文省略＞	第25条～第26条　＜現行どおり＞
（取締役の報酬等） 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第26条　＜条文省略＞	第28条　＜現行どおり＞
第５章 監査役及び監査役会	＜削除＞
（監査役の員数） 第27条 当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削除＞
（監査役の選任） 第28条 監査役は、株主総会において選任する。	＜削除＞

現行定款	変更案
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（補欠監査役予選の効力） 第30条　補欠監査役の予選の効力は、当該選任があった株主総会後、４年後の定時株主総会開始の時までとする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第４２６条第1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	＜削除＞

現行定款	変更案
2 当会社は、会社法第４２７条第1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
＜新設＞	第５章 監査等委員会
＜新設＞	（常勤の監査等委員） 第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章 計 算	第６章 計 算
第36条～第39条 ＜条文省略＞	第32条～第35条 ＜現行どおり＞
＜新設＞	附 則
＜新設＞	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条 当会社は、第８回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　定款一部変更（２）の件（商号、事業目的変更）

１．変更の理由

当社は第１号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2020年３月１日（予定）をもって、当社が営むリユース事業を吸収分割の方法により完全子会社に承継させ、当社は持株会社となります。つきましては、持株会社への組織変更に伴い、商号の変更及び事業目的の変更を行うものであります。

また、本議案に係る定款変更は、第１号議案が原案どおり承認可決され、本件分割の効力が発生することを条件とし2020年３月１日をもってその効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

２．変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
第１章 総 則	第１章 総 則
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ＳＯＵと称し、英文では、ＳＯＵ　Ｉｎｃ.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、バリュエンスホールディングス株式会社と称し、英文では、Valuence Holdings Inc.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
１．貴金属、時計、地金、宝石その他付属品一式の買取、販売及びオークション市場の開催	１．貴金属、地金、時計、宝石、骨董品、美術品その他の動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営
２．美術品、工芸品、民芸品、骨董品、古物その他付属品一式の買取、販売及びオークション市場の開催	２．不動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営
３．＜条文省略＞	３．＜現行どおり＞
４．動産、不動産の賃貸及び転貸	４．損害保険代理店業
５．損害保険代理店業	５．インターネットメディア事業
６．Ｗｅｂサイト、システムの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング	６．インターネット広告事業
７．インターネット及び携帯電話等を利用したＷｅｂアプリケーションコンテンツの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング	７．インターネット関連サービス並びに製品の企画、開発及び販売

現行定款	変更案
8．パッケージ、カタログ、チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の企画、制作、販売及びコンサルティング	8．ＩＴシステムの構築及びコンサルティング事業
9．情報処理及び情報セキュリティサービスの提供	9．電子商取引に関するシステム開発及び販売Ｗｅｂサイト、システムの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング
10．マーケティング及び広告業	10．パッケージ、カタログ、チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の企画、制作、販売及びコンサルティング
11．＜条文省略＞	11．＜現行どおり＞
第３条～第35条　＜条文省略＞	第３条～第35条　＜現行どおり＞
＜新設＞	附則
＜新設＞	第２条　第１条（商号）及び第２条（目的）の変更については、2019年11月22日開催予定の第８回定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認されること及び上記吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本条は、吸収分割の効力発生日をもって削除する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第２号議案「定款一部変更（１）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	嵜本（さきもと）晋輔（しんすけ）	代表取締役社長	再任	100% （14回／14回）
2	大園（おおぞの）俊英（としひで）	取締役 兼 経営管理本部長	再任	100% （14回／14回）
3	小島（こじま）宏計（ひろかず）	取締役 兼 コーポレート本部長 兼 大阪オフィス長 兼法務部長	再任	100% （11回／11回）

（注）小島宏計氏は、2018年11月22日開催の第７回定時株主総会において新たに選任され、取締役に就任いたしましたので、取締役会への出席状況につきましては、就任後の取締役会の回数を記載しております。

候補者番号 1

嵜本 晋輔（さきもと しんすけ） 1982年4月14日 生

再　任



在任年数（本総会終結時）
7年11か月

所有する当社の株式数
224,000株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

2004年 6 月　株式会社ニュースタンダードグローバルオフィス
（旧：株式会社MKSコーポレーション）　常務取締役
2011年12月　当社設立　代表取締役社長（現任）
2012年 1 月　株式会社IO　取締役
2012年 3 月　株式会社ドロキア・オラシイタ　取締役
2014年 7 月　株式会社IBQLO　取締役
2014年 9 月　株式会社ブランドコンシェル　代表取締役
2015年 9 月　STAR BUYERS LIMITED　Representative Director
2017年 3 月　株式会社古美術八光堂　代表取締役（現任）
2019年 3 月　STAR BUYERS LIMITED　Director
2019年 8 月　FAN AND株式会社　代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社古美術八光堂　代表取締役
FAN AND株式会社　代表取締役

取締役候補者の選任理由

嵜本晋輔氏は、2011年12月より、当社代表取締役社長としてグループの経営をリードし、事業全般にわたる幅広い知見や豊富な経験・実績を有していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

大園 俊英（おおぞの としひで） 1962年3月9日 生

再　任



在任年数（本総会終結時）
3年5か月

所有する当社の株式数
11,165株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

1988年 4 月　株式会社明電舎　入社
2015年 7 月　当社入社　財務経理部長
2016年 6 月　当社取締役 兼 財務経理部長
2016年 6 月　マーケットインサイト株式会社 取締役
2018年 9 月　当社取締役 兼 経営管理本部長 兼 コーポレート本部長
2018年11月　当社取締役 兼 経営管理本部長（現任）

取締役候補者の選任理由

大園俊英氏は、当社の経営企画、財務、経理部門での豊富な経験と実績を有しており、経営統括に関する幅広い知見を活かしていただくため、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

小島 宏計（こじま ひろかず） 1972年10月22日 生

再 任



在任年数（本総会終結時）
1年

所有する当社の株式数
10,000株

取締役会への出席状況
100%(11回/11回)

略歴、地位及び担当

2006年 8 月　ファーストサーバ株式会社　入社
2014年 7 月　当社入社　法務部長
2015年 7 月　当社大阪オフィス長 兼 法務部長
2016年 6 月　マーケットインサイト株式会社　監査役
2017年 8 月　株式会社古美術八光堂　取締役（現任）
2018年11月　当社取締役 兼 コーポレート本部長 兼 大阪オフィス長 兼 法務部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社古美術八光堂　取締役

取締役候補者の選任理由

小島宏計氏は、当社の法務、コーポレート・ガバナンス等の分野において豊富な経験と高い専門性を有していると共に、当社コーポレート統括部門の責任者として当社の持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．小島宏計氏は、2018年11月22日開催の第７回定時株主総会において新たに選任され、取締役に就任いたしましたので、取締役会への出席状況につきましては、就任後の取締役会の回数を記載しております。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更（１）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	蒲地　正英（かまち　まさひで）	社外取締役	新任　社外取締役	100%（14回／14回）
2	濱田　清仁（はまだ　きよひと）	社外監査役	新任　社外取締役　独立役員	100%（14回／14回）
3	後藤　高志（ごとう　たかし）	社外監査役	新任　社外取締役　独立役員	100%（14回／14回）

（注）濱田清仁氏及び後藤高志氏の取締役会への出席状況につきましては、両氏ともに社外監査役としての出席状況になります。また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。

候補者番号 1

蒲地（かまち） 正英（まさひで） 1981年5月18日 生

新　任　社外取締役



在任年数（本総会終結時）
3年

所有する当社の株式数
3,575株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

2005年11月　税理士法人中央青山（現:PwC税理士法人）入所
2009年 9 月　公認会計士登録
2014年12月　税理士登録
2015年 3 月　NPO法人AfriMedico　監事（現任）
2016年11月　蒲地公認会計士事務所設立 代表（現任）
2016年11月　税理士法人カマチ　代表社員（現任）
2016年11月　当社取締役（非常勤）（現任）
2017年 1 月　株式会社will consulting　代表取締役（現任）
2017年 3 月　株式会社メドレー　社外監査役（現任）
2017年 5 月　千房株式会社　社外監査役
2018年 9 月　千房ホールディングス株式会社　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

NPO法人AfriMedico　監事
蒲地公認会計士事務所 代表

税理士法人カマチ　代表社員

株式会社will consulting　代表取締役
株式会社メドレー　社外監査役
千房ホールディングス株式会社
社外取締役

社外取締役候補者とした理由

蒲地正英氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

濱田 清仁（はまだ きよひと） 1957年11月30日 生

新　任　社外取締役　独立役員



在任年数（本総会終結時）
3年2か月

所有する当社の株式数
3,575株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

1985年10月　監査法人サンワ事務所（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
1989年 4 月　公認会計士登録
1998年 4 月　よつば総合会計事務所　パートナー（現任）
2007年 6 月　株式会社キトー　社外監査役（現任）
2014年 3 月　メディカル・データ・ビジョン株式会社　社外監査役（現任）
2015年11月　株式会社TBIホールディングス　社外監査役（現任）
2016年 9 月　当社監査役（現任）
2017年 9 月　株式会社コンヴァノ　社外取締役（現任）
2019年 6 月　すてきナイスグループ株式会社　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

よつば総合会計事務所　パートナー
株式会社キトー　社外監査役
メディカル・データ・ビジョン株式会社
社外監査役
株式会社TBIホールディングス　社外監査役
株式会社コンヴァノ　社外取締役
すてきナイスグループ株式会社
社外取締役

社外取締役候補者とした理由

濱田清仁氏は、公認会計士として企業会計に関する豊富な専門知識と経験を有するとともに、複数の会社の取締役として会社経営に携わっており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

他の株式会社における不当な業務執行の事実等

濱田清仁氏は、すてきナイスグループ株式会社の社外取締役でありますが、その在任中、同社は、取締役計３名が金融商品取引法違反により横浜地方検察庁に逮捕されました。同氏は、事前には該当事実について認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において、法令等遵守に関する様々な提言を行っており、当該事件の発覚後においても、チェック体制強化等の再発防止等について積極的に助言を行っております。

候補者番号 3

後藤 高志（ごとう たかし） 1979年６月28日 生

新　任　社外取締役　独立役員



在任年数（本総会終結時）
２年

所有する当社の株式数
０株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

2002年10月　司法試験合格
2004年10月　弁護士登録
2004年10月　森・濱田松本法律事務所入所
2008年７月　末吉総合法律事務所（現：潮見坂綜合法律事務所）入所
2010年１月　同事務所　パートナー（現任）
2015年12月　株式会社プラップ・ジャパン　社外監査役（現任）
2016年６月　株式会社コアフォース　社外監査役（現任）
2017年９月　マシンラーニング・ソリューションズ株式会社　社外取締役（現任）
2017年11月　当社監査役（現任）
2018年３月　エッジインテリジェンス・システムズ株式会社　社外取締役（現任）
2018年５月　Langsmith株式会社　代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

潮見坂綜合法律事務所　パートナー
株式会社プラップ・ジャパン　社外監査役
株式会社コアフォース　社外監査役
マシンラーニング・ソリューションズ株式会社　社外取締役
エッジインテリジェンス・システムズ株式会社　社外取締役
Langsmith株式会社　代表取締役

社外取締役候補者とした理由

後藤高志氏は、弁護士として法令に関する豊富な専門知識と経験（企業の取締役として会社経営に関与した経験を含む）を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが出来ると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各候補者は、社外取締役候補者であります。
３．各候補者は、他社の取締役及び監査役を兼務しておりますが、当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．蒲地正英氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５．濱田清仁氏及び後藤高志氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって濱田清仁氏は３年２か月、後藤高志氏は２年となります。
６．当社は各候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。
７．当社は、濱田清仁氏及び後藤高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届けており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
８．濱田清仁氏及び後藤高志氏の取締役会への出席状況につきましては、両氏ともに社外監査役としての出席状況になります。また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年11月22日開催の第７回定時株主総会において、年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、そのうち社外取締役の報酬を年額3,000万円以内とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更（１）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止した上で、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額３億円以内（うち、社外取締役分は3,000万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名でありますが、第２号議案「定款一部変更（１）の件」及び第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は３名（うち、社外取締役０名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更（１）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額１億円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更（１）の件」及び第５号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬決定の件

当社は、2018年11月22日開催の第７回定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式の報酬等として年額１億円以内（うち社外取締役２千万円以内）、また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額１億円以内（うち、社外取締役２千万円以内）とする旨、ご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更（１）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役に対する譲渡制限付株式の報酬等及びストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額決定の件」とは別枠で、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額１億円以内（うち、社外取締役２千万円以内）として設定するとともに、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額１億円以内（うち、社外取締役２千万円以内）として設定いたしたいと存じます。なお、当該譲渡制限株式は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する、当社による無償取得事由等の定めが異なる二種類の当社普通株式（以下、当該二種類の当社普通株式を総称して「譲渡制限付株式」という。）及びストックオプションとしての新株予約権を下記のとおり割り当てることとし、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。　また、現在の当社の取締役は５名（うち、社外取締役１名）であり、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」のご承認が得られた場合、取締役は３名（うち、社外取締役０名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

記

Ⅰ.当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株（うち、社外取締役4,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、その割当てを受けた日より2年間以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。なお本制度における譲渡制限付株式には2種類あり、ひとつは譲渡制限期間内に設定された業績目標の未達成などの一定の事由が生じた場合に当社が当然に無償取得する譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）であり、また一方は本割当株式Ⅰでない譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）である。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

なお、本割当株式Ⅰについては、当社は、譲渡制限期間が満了する前に業績未達成など一定の事由が生じた場合に、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱについて、当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期並びに譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ、必要に応じて、合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰについては譲渡制限を解除せず、本割当株式Ⅱについては、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、本割当株式Ⅰについては、当該組織再編等の効力発生日より前の当社取締役会にて定める時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得し、本割当株式Ⅱについては、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式のうち、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を当社の幹部従業員に、また本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を当社の従業員に対し、割り当てる予定です。

Ⅱ. 当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

1.新株予約権の目的である株式の種類及び数　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とす

る。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

２.新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数200個（うち、社外取締役40個）を、各事業年度
において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

３.新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

４.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

5.新株予約権を行使することができる期間
割当日後２年を経過した日から８年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

6.譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7.新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

第９号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される藤田 桂氏及び監査役を退任される石川 直氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
藤田　桂	2014 年 11 月　当社取締役 2015 年 9 月　当社取締役 兼 経営企画部長 2015 年 12 月　当社常務取締役 兼 事業企画部長 2017 年 3 月　当社常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長 兼 事業戦略本部長 2017 年 11 月　当社常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長 2019 年 9 月　当社常務取締役 兼 営業本部長（現任）
石川　直	2016 年 9 月　当社監査役（現任）

以　上

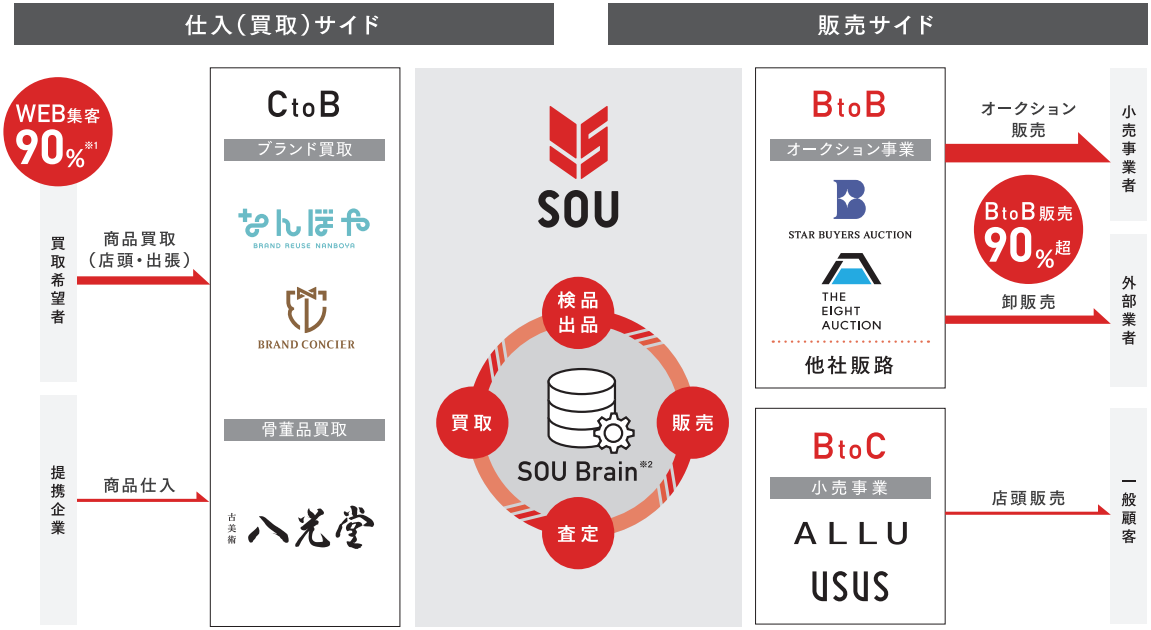
〈メ　モ　欄〉

ご参考

株式会社SOUについて

デジタルとリアルを融合し、新たな視点からサービスを提供する ブランド品、骨董・美術品のラグジュアリーリユースカンパニー

▶ ビジネスモデル



※1 アンケートに基づく数値

※2 SOU Brain ＝ 自社システム／データベースの名称

▶ 経営ミッション

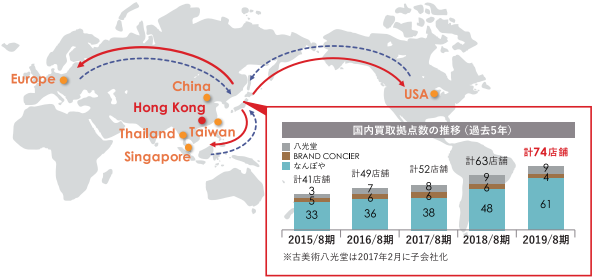
● 世界中の“価値”をオープンにし、ライフスタイルをスマートにする。

▶ 経営戦略

❶ 買取拠点の拡充
❷ 海外販売の強化
❸ LTV(ライフタイムバリュー)向上に向けた資産管理アプリの機能向上

ご参考

❶買取拠点の拡充



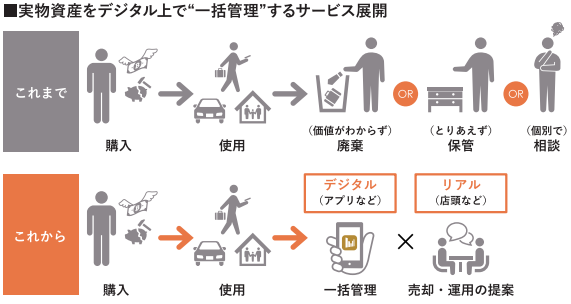
商品の買取仕入れは当社グループのビジネスの起点であり、良質なリユース品をいかに多く、かつ安定的に仕入れられるかが非常に重要となります。今後も買取店舗の新規出店により仕入れを拡大する方針であり、2020年8月期は国内で11店舗以上の出店（純増）を計画しております。また、2019年7月には香港にて買取をスタートしましたが、海外のその他の地域での展開も検討してまいります。

❷海外販売の強化



日本のリユース品は海外での評価が高く、現状、香港オークションを含め海外販売では高い利益率を確保できています。オークションのオンライン化を推し進め、将来的には世界中から参加可能なプラットフォームを構築することで更なる利益拡大を目指します。2020年8月期よりオンラインオークションへの移行を開始するとともに、例年同様香港でのリアルオークションも開催する計画です。

❸LTV向上に向けた資産管理アプリの機能向上



「Miney」は、所持品を登録することでその価値を株価のように見える化し、実物資産としての管理・運用を提案するアプリです。現在は、店頭来店客への登録誘致によりリピーター化につなげております。2019年10月には絵画、骨董・美術品、不動産のジャンルを追加し、今後更なる機能向上を進め、潜在顧客との接点拡大、囲い込みに努めてまいります。将来的には世界各国で収集したデータも反映し、あらゆる資産の管理・運用を目指します。

ご参考

2019年8月期トピックス

買取店舗14店舗を新規出店



なんぼや

▶ 商業施設を中心に12店舗を新規出店するとともに、4店舗(※)の移転を実施。

※うち1店舗は旧店舗が並行稼働中。

BRAND CONCIER

▶ 松坂屋上野店を出店。
松坂屋への出店は２店舗目となる。

古美術八光堂

▶ 大丸梅田店を出店。
古美術八光堂として初の百貨店進出。

グループ合計の買取店舗数は74店舗に。
2019年8月期末時点で70店舗超の目標を達成。

STAR BUYERS LIMITED移転／香港での買取事業スタート



2019年4月、香港を足掛かりとした海外販路拡大等に向け、STAR BUYERS LIMITEDの香港オフィスを、オークション会場併設の新オフィスに拡張移転。





2019年7月からは、拡充した来客スペースにて、香港のお客様からのリユース品の買取をスタート。国内で培ったノウハウを活かし、接客・接遇重視のおもてなし買取を採用。

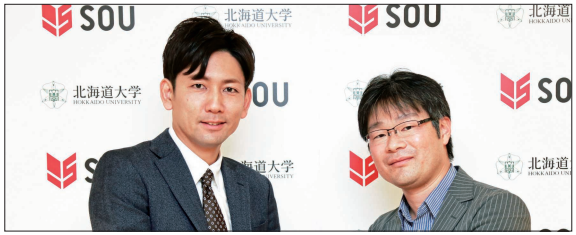
ご参考

オンライン入札オークション開始

STAR BUYERS AUCTION

仕入れ増加に伴い、国内STAR BUYERS AUCTIONにおいて、オンライン入札オークションの追加開催（毎月23日）をスタート。リアルオークション（毎月11日～14日の4日間）と合わせ、開催日数が毎月5日間に。今後更なるオンライン化を推進し、海外からも参加可能なプラットフォームの構築を目指す。

AI活用に向け北海道大学と共同研究をスタート



リユース品の適正価格の自動算出を可能とするAIの導入に向け、北海道大学と共同研究をスタート。新品市場の状況や需給バランス、為替の影響などの外部環境要因を即座に買取価格・販売価格に反映することで利益の最大化を目指す。

「ALLU」2号店オープン

ALLU



流行にとらわれずに時代を越えて永く愛されているヴィンテージ商品、アンティーク商品を中心にラインナップする「ALLU」の2号店が、インバウンドニーズの高まる大阪 心斎橋にオープン。

ファッションECサイト「usus」オープン

USUS



新ブランドとして、ラグジュアリーブランドのアイテムからセカンドブランドのアイテムまで幅広く取り扱うECサイト「usus」をオープン。

（添付書類）

事業報告（2018年９月１日から2019年８月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の緩やかな改善が続き、一部企業の景況感に慎重さが残るものの、企業収益については底堅く推移いたしました。一方で、通商問題の深刻化が世界経済へ与える影響や、中国をはじめとしたアジア経済の減速、東アジアでの地政学的リスクの高まりなど、世界経済の不確実性への懸念から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリユース業界については、近年、フリマアプリやインターネットオークションの普及・浸透の影響もあって、「使わなくなったものをリユースする」という行動が広く定着し始めており、消費者の商品購入スタイルも売却を意識した選び方に変化している状況が多くみられるようになりました。自身の所持品を売却することで、新たな「モノ」や「コト」に投資するというスタイルの広がりに伴い、市場の拡大と競争の激化が続いております。

このような環境の下、当社グループの取組について、リユース商品の仕入れと販売に分けてその内容を記載いたします。

（商品仕入れについて）

リユース商品の仕入れにおいては、継続的な事業規模の拡大に資する販売商品の確保のため、主に一般消費者から商品を買い入れる買取店舗の新規出店を推し進めるとともに、百貨店での買取催事の実施など仕入れ機会の創出に加え、出店の足掛かりとしての取組みを展開してまいりました。また、移転・退店も併せて実施し、買取セクション全体としての集客・運営の効率化を図ってまいりました。「なんぼや」については新規出店12店舗、移転４店舗、「BRAND CONCIER（ブランド コンシェル）」については新規出店１店舗、「古美術八光堂」については新規出店１店舗を実施し、当連結会計年度末の当社グループ全体の買取店舗数は「なんぼや」61店舗、「BRAND CONCIER」４店舗、「古美術八光堂」９店舗となりました。

また、仕入れにつなげるための集客については、当社グループの強みであるWEBマーケティングを駆使したSEOやリスティング広告等に引き続き注力いたしました。さらに、所持品の実物資産としての管理・運用を提案する資産管理アプリ「Miney（マイニー）」について、他社サービスとの連携等により潜在顧客との接点を拡大するとともに、買取店舗来店客に対する登録誘致を継続することで、効率的な顧客の囲い込み、リピーター化につなげてまいりました。

（商品販売について）
リユース商品の販売においては、業者向けオークション「STAR BUYERS AUCTION（スターバイヤーズオークション）」の国内定期開催（毎月４日間開催）に加え、2018年９月より国内においてオンライン入札オークション（毎月１日間開催）を開始いたしました。また、香港大会についてはダイヤモンドオークションを４回（2018年９月、11月、2019年２月、６月）、時計オークションを２回（2018年11月、2019年２月）、新ジャンルとしてジュエリーオークションを１回（2019年６月）開催いたしました。
また、2018年８月よりスタートした当社連結子会社である株式会社古美術八光堂の自社オークション「THE EIGHT AUCTION（エイトオークション）」を定期開催（毎月２日間開催）し、美術品・骨董品等のメイン販路としての整備を進めました。
さらに、小売りについては、ヴィンテージ品を中心に取り扱う「ALLU（アリュー）」の２号店を大阪・心斎橋に出店するとともに、ストリートブランド等も取り扱う新ECサイト「usus（ウズウズ）」をオープンいたしました。また、EC上の複数チャネルへの同時出品と在庫連携を可能にするなど運用面での効率化を図り、EC販売の強化を実施いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の実績につきましては、仕入高は28,405,674千円（前年比17.8％増）、売上高は37,799,272千円（前年比19.9％増）、営業利益は2,240,328千円（前年比19.4％増）、経常利益は2,262,320千円（前年比25.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,458,944千円（前年比17.4％増）となりました。
なお、当社グループは「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、更なる事業拡大に向けて国内の仕入れ体制をより盤石なものとするため、買取店舗の新規出店14店舗、移転４店舗を実施いたしました。また、既存の小売店舗の閉店に伴い１店舗を新たに出店いたしました。さらに、香港を足掛かりとした海外販路拡大等のため、子会社である香港法人STAR BUYERS LIMITEDの事務所を拡張移転し、オークション会場併設といたしました。この他、オークションのオンライン化に向けたシステム開発に着手するなど、システムの見直し、強化も実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度に実施した設備投資の総額は708,275千円となりました。

なお、当連結会計年度中においての重要な設備の新設等は次のとおりであり、重要な設備の売却はありません。

	店舗名等	開設月等
出店	ALLU心斎橋店(大阪府大阪市中央区)	2018年９月
	なんぼや NAMBAなんなん店(大阪府大阪市中央区)	2018年９月
	なんぼや マルイシティ横浜店(神奈川県横浜市西区)	2018年11月
	なんぼや マルイファミリー溝口店(神奈川県川崎市高津区)	2018年11月
	なんぼや 阪神梅田駅前店(大阪府大阪市北区)	2019年１月
	なんぼや 調布パルコ店(東京都調布市)	2019年３月
	なんぼや 新橋店(東京都港区)	2019年３月
	なんぼや 錦糸町店(東京都墨田区)	2019年３月
	なんぼや 府中ル・シーニュ店(東京都府中市)	2019年３月
	なんぼや 浦和CORSO店(埼玉県さいたま市浦和区)	2019年３月
	なんぼや 東急プラザ赤坂店(東京都千代田区)	2019年４月
	古美術八光堂 大丸梅田店(大阪府大阪市北区)	2019年４月
	なんぼや エディオン広島本店 西館店(広島県広島市中区)	2019年６月
	BRAND CONCIER 松坂屋上野店(東京都台東区)	2019年６月
	なんぼや アトレ松戸店(千葉県松戸市)	2019年６月
開設	STAR BUYERS LIMITED 事務所及びオークション会場(中華人民共和国)	2019年４月

	店舗名等	開設月等
移転	なんぼや 天満橋京阪シティモール店(大阪府大阪市中央区) ※施設内移転	2019年３月
	なんぼや 藤沢ODAKYU湘南GATE店(神奈川県藤沢市) (注)１	2019年３月
	なんぼや 新宿西口店(東京都新宿区)	2019年４月
	なんぼや アミュプラザ小倉店(福岡県北九州市小倉北区)	2019年７月
退店	BRAND CONCIER 難波店(大阪府大阪市浪速区)	2018年９月
	BRAND CONCIER 池袋店(東京都豊島区)	2018年11月
	BRAND CONCIER 大宮店(埼玉県さいたま市大宮区)	2018年11月
	古美術八光堂 銀座店(東京都中央区) (注)２	2018年12月
	ブランドリセールショーZIPANG(大阪府泉佐野市)	2019年１月
	なんぼや 新宿南口店(東京都新宿区) (注)３	2019年６月
	なんぼや 北九州小倉店(福岡県北九州市小倉北区) (注)３	2019年７月

(注) １．移転前店舗のなんぼや藤沢OPA店は2020年１月に退店予定です。
２．古美術八光堂は銀座エリアに２店舗出店しておりましたが、そのうちの１店舗を退店いたしました。
３．なんぼや新宿南口店はなんぼや新宿西口店に、なんぼや北九州小倉店はなんぼやアミュプラザ小倉店に移転いたしました。

3 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達のため、取引銀行５行と総額4,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は70百万円であります。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8 対処すべき課題

①現状の認識について

「モノあまり」や環境志向の高まりに伴う循環型社会への移行を背景として、より低価格かつ高品質な中古品に対する需要が高まっております。当社が属するリユース・リサイクル業界においては、フリマアプリの拡大・浸透をはじめとして市場が活性化しており、今後も各企業の成長や新規参入企業の増加に伴い、買取競争の激化に加え、他業界との連携や資本受け入れが進んでいくものと予想されます。

このような環境の下、当社は、創業以来培ってきたノウハウや実績を基に、買取拠点の更なる拡充による商品仕入れの強化拡大、海外ビジネスの強化による持続的な販売規模拡大、そして、資産管理アプリの機能向上による顧客の囲い込み及び潜在顧客へのアプローチ強化を通して、更なる成長を目指してまいります。

②当面の対処すべき課題の内容及び対処方針

（ア）新規出店等に応じたバイヤーの確保

当社グループでは店頭買取での商品仕入れの増加に向けた取組のひとつとして国内において買取店舗の新規出店を進めておりますが、新規店舗への人員配置や新規出店による商品仕入れ増加にも十分に対応できるだけのバイヤーの確保が必要であると認識しております。また、香港で商品買取を開始したことに加え、今後、海外買取拠点の積極展開を検討しているため、現地でのバイヤー確保が継続して必要になると認識しております。

そのため、国内において新規出店等に応じたバイヤーの確保を引き続き進めるとともに、海外においても今後の展開に応じた確保を進めてまいります。

（イ）バイヤーの育成及び買取査定の標準化の推進

現状、当社グループでは、研修体制の整備や現場でのOJTを進めることで、バイヤーの鑑定・査定能力向上に努めております。また、出店拡大による新人バイヤーの増加に伴い、鑑定・査定能力にバラつきが生じることがないよう、買取査定の標準化が重要であると認識しております。

そのため、当社グループでは、研修内容の見直しや改善によるバイヤーの能力向上に向けた取組を継続するとともに、買取査定能力の標準化を進めるべく、社内の商品検索システムの更な

る機能改善を進めてまいります。また、商品の買い逃しや薄利での買取を防止し利益率向上に寄与するため、本部における店頭サポート体制の強化を引き続き継続してまいります。

（ウ）海外展開のための現地ネットワークの開拓
海外におけるブランドリユースの需要の高まりとともに、当社グループは香港に拠点を設け、海外展開を拡大させておりますが、今後の更なる海外売上比率の拡大にあたっては、海外ネットワークの拡大に加え、海外でのリユース市場やリユース品の仕入れ・販売に関する知見の保有・蓄積が重要であると認識しております。
そのため、これまで以上に海外ビジネスを拡大させていくにあたり、海外現地法人の設立にとどまらず、M&AやJVなどによる外部とのパートナーシップの構築を進めてまいります。

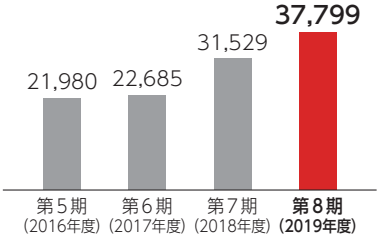
（エ）販売におけるマルチチャネル化の推進
現状、当社グループでは、自社運営のオークションである「STAR BUYERS AUCTION」を中心とした卸販売により安定的に収益を確保している一方で、更なる収益確保と利益率向上を目指して小売販売（「ALLU」「usus」）にも注力しております。
今後もより多くの収益と高い利益率を確保するべく、「商品管理システム」に登録されている商品データ、販売データの分析等により最適な販路選定を行うとともに、海外（香港）での「STAR BUYERS AUCTION」での販売ジャンル拡充等の実施や、他社の持つ販路への出品も視野に入れたマルチチャネル化の仕組みを整えてまいります。

（オ）オークションのオンライン化の推進
当社グループのメイン販路である「STAR BUYERS AUCTION」は、国内及び香港でのリアルオークションの開催に加え、2018年９月からは国内においてオンライン入札オークションを開催しております。今後、更に売上高を拡大し利益率を向上させるためには、日本・香港のほか世界各国へのオークションによる商品販売を実現することが必要と認識しております。
そのため、商材ごとの特性等も鑑みながら現状の国内オークションのオンライン化を推進し、国内のみならず海外へも販路を拡大し、開催地に左右されずより多くの事業者が同時にオークションに参加できる仕組みを整えてまいります。

9 財産及び損益の状況の推移

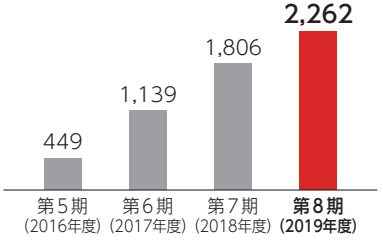
売上高

単位：百万円



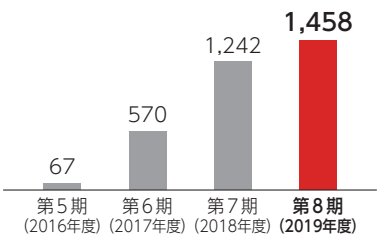
経常利益

単位：百万円

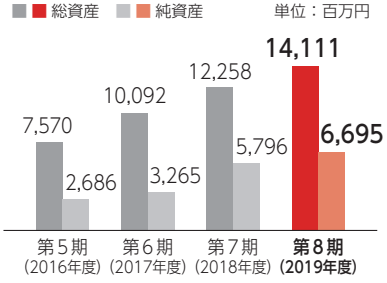


親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円

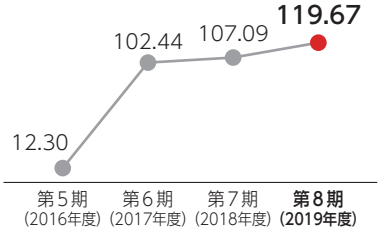


総資産/純資産



1株当たり当期純利益

単位：円



①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分		2016年度 第５期	2017年度 第６期	2018年度 第７期	2019年度 (当連結会計年度) 第８期
売上高	(千円)	21,980,953	22,685,086	31,529,271	**37,799,272**
経常利益	(千円)	449,384	1,139,789	1,806,141	**2,262,320**
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	67,815	570,978	1,242,954	**1,458,944**
１株当たり当期純利益	(円)	12.30	102.44	107.09	**119.67**
総資産	(千円)	7,570,860	10,092,292	12,258,009	**14,111,795**
純資産	(千円)	2,686,185	3,265,725	5,796,677	**6,695,450**

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
２．当社は第７期より連結計算書類を作成しています。第５期及び第６期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しています。
３．当社は、2017年11月25日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
４．当社は、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　分		2016年度 第５期	2017年度 第６期	2018年度 第７期	2019年度 (当期) 第８期
売上高	(千円)	21,451,825	21,849,627	29,478,579	**35,574,088**
経常利益	(千円)	553,719	976,208	1,621,322	**2,236,960**
当期純利益	(千円)	34,069	488,666	1,126,108	**1,477,486**
１株当たり当期純利益	(円)	6.18	87.67	97.03	**121.19**
総資産	(千円)	7,571,562	9,118,733	11,023,182	**13,118,917**
純資産	(千円)	2,700,291	3,200,139	5,613,745	**6,539,979**

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
２．当社は、2017年11月25日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
３．当社は、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

10 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
STAR BUYERS LIMITED	HKD1,000,000	100.0%	中古品の仕入・販売
株式会社古美術八光堂	10,000千円	100.0%	骨董・美術品の仕入・販売

（注）STAR BUYERS LIMITEDは2019年３月１日付で資本金を1,000香港ドルから1,000,000香港ドルに増資しました。

11 主要な事業内容（2019年８月31日現在）

事業の区分	事業内容
ブランド品、骨董・美術品等リユース事業	ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董・美術品等の買取、販売

12 主要な事業所（2019年８月31日現在）

当社	本社	東京都港区
	大阪オフィス	大阪府大阪市北区
	買取店舗	東京都25店舗、神奈川県７店舗、千葉県３店舗、埼玉県２店舗、大阪府８店舗、兵庫県４店舗、京都府１店舗、和歌山県１店舗、愛知県２店舗、静岡県３店舗、石川県１店舗、北海道２店舗、宮城県１店舗、広島県２店舗、福岡県３店舗
	販売店舗	東京都１店舗、大阪府１店舗
STAR BUYERS LIMITED	本社	中華人民共和国（香港）
株式会社古美術八光堂	本社	大阪府大阪市浪速区
	東京オフィス	東京都大田区
	買取店舗	東京都１店舗、神奈川県１店舗、大阪府２店舗、京都府１店舗、愛知県１店舗、富山県１店舗、広島県１店舗、福岡県１店舗

13 従業員の状況（2019年８月31日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
471名（137名）	50名増（４名増）

（注）１．2019年８月31日時点で、当社グループから当社グループ外への出向者、また当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。
２．従業員数の（ ）内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー（正社員の年間所定労働時間換算）の年間平均雇用人員数を記載しております。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
387名（130名）	45名増（６名増）	30.8歳	２年６ヶ月

（注）１．2019年８月31日時点で、当社から他社への出向者、また他社から当社への出向者はおりません。
２．従業員数の（ ）内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー（正社員の年間所定労働時間換算）の年間平均雇用人員数を記載しております。
３．平均年齢、平均勤続年数については、正社員を対象とした数値を示しております。

14 主要な借入先（2019年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,500,000千円
株式会社りそな銀行	1,122,806千円
株式会社みなと銀行	620,000千円
株式会社みずほ銀行	530,000千円
株式会社池田泉州銀行	315,000千円

（注）上記の他、取引金融機関５行と総額40億円のシンジケート方式によるコミットメントラインを締結しております。

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、より一層の経営の効率化や市場環境の変化への柔軟な対応を可能とすべく、2019年９月10日開催の取締役会において、分割準備会社を設立し当社を分割会社とする吸収分割の方法により、2020年３月１日を効力発生日として持株会社体制へと移行することを決議いたしました。

2 会社の株式に関する事項

1 株式の状況 (2019年８月31日現在)

①発行可能株式総数　20,000,000株

②発行済株式の総数　6,373,930株（自己株式10,806株を含む）

③株　主　数　1,809名

④大　株　主

株　主　名	持株数	持株比率
ＳＦプロパティマネジメント株式会社	3,684,100株	57.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	687,800株	10.81%
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	232,100株	3.65%
嵜本 晃次	224,000株	3.52%
嵜本 晋輔	224,000株	3.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	181,100株	2.85%
岡村　茂樹	140,000株	2.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	119,600株	1.88%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	32,300株	0.51%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	32,000株	0.50%

（注）１．持株比率は、自己株式（10,806株）を控除して計算しております。
２．2019年２月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2019年１月31日現在で543,700株保有している旨が記載されているものの、当社として８月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
３．2019年３月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社、Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited（三井住友信託（香港）有限公司）が2019年３月15日現在で265,800株保有している旨が記載されているものの、当社として2019年８月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

2 その他株式に関する重要な事項

①当社は、2019年１月11日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、2019年３月６日付で自己株式（当社普通株式）179,000株を1,002,400千円で取得いたしました。
②当社は、2018年11月22日開催の第７回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これに伴い、当社は、2019年５月30日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、2019年８月１日付で対象となる当社グループの取締役及び従業員に対し自己株式（当社普通株式）168,360株の処分を実施いたしました。
③当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が303,420株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ78,924千円増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2019年８月31日現在

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2015年９月11日	2017年３月31日
新株予約権の数		616個	19,195個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 3,080株 (注)１ (新株予約権１個につき５株)	普通株式 95,975株 (注)１ (新株予約権１個につき５株)
新株予約権の行使時の払込金額		１個につき4,225円	１個につき2,587円
新株予約権の行使期間		2017年10月１日から 2025年９月10日まで	2019年４月１日から 2027年３月29日まで
新株予約権の行使の条件		(注)２	(注)２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 616個 目的となる株式数 3,080株 保有者数 １名	新株予約権の数 2,197個 目的となる株式数 10,985株 保有者数 ２名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第３回新株予約権
発行決議日		2017年11月８日
新株予約権の数		49,649個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 248,245株 (注) 1 (新株予約権１個につき５株)
新株予約権の行使時の払込金額		１個につき4,500円
新株予約権の行使期間		2019年11月９日から 2027年11月８日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 9,715個 目的となる株式数 48,575株 保有者数 ３名 (注) 3
	社外取締役	新株予約権の数 809個 目的となる株式数 4,045株 保有者数 １名
	監査役	新株予約権の数 1,618個 目的となる株式数 8,090株 保有者数 ２名

(注) 1．当社は、2017年11月25日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。

2．ⅰ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではありません。

ⅱ 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとします。

ⅲ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。

ⅳ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができることとします。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとします。

ⅴ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができます。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。

3．取締役１名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

4．当社は、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額につきましては当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

2 当連結会計年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2019年８月31日現在)

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	嵜本晋輔	株式会社古美術八光堂 代表取締役 FAN AND株式会社 代表取締役
常務取締役	藤田桂	営業本部長 兼 販売管理本部長 株式会社古美術八光堂 取締役
取締役	大園俊英	経営管理本部長
取締役	小島宏計	コーポレート本部長 兼 大阪オフィス長 兼 法務部長 株式会社古美術八光堂 取締役
取締役	蒲地正英	NPO法人AfriMedico 監事 蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 株式会社メドレー 社外監査役 千房ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	石川直	
監査役	濱田清仁	よつば総合会計事務所 パートナー 株式会社キトー 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役 株式会社TBIホールディングス 社外監査役 株式会社コンヴァノ 社外取締役 すてきナイスグループ株式会社 社外取締役
監査役	後藤高志	潮見坂綜合法律事務所 パートナー 株式会社プラップ・ジャパン 社外監査役 株式会社コアフォース 社外監査役 マシンラーニング・ソリューションズ株式会社 社外取締役 エッジインテリジェンス・システムズ株式会社 社外取締役 Langsmith株式会社 代表取締役

(注) 1．取締役　小島宏計氏は2018年11月22日付で当社取締役に就任いたしました。
2．取締役　蒲地正英氏は社外取締役であります。
3．監査役　石川直氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏は社外監査役であります。
4．当社は監査役　石川直氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．取締役　蒲地正英及び監査役　濱田清仁の両氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役　後藤高志氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

2 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取　締　役 （うち、社外取締役）	5名 （1名）	117,733千円 （3,400千円）
監　査　役 （うち、社外監査役）	3名 （3名）	15,600千円 （15,600千円）
合　　計 （うち、社外役員）	8名 （4名）	133,333千円 （19,000千円）

（注）報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（取締役1名に対し1,333千円）が含まれております。

3 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 蒲地正英及び監査役 濱田清仁の両氏は、公認会計士及び税理士であります。両氏が兼職する他の法人等と当社の間に、取引等の特段の関係はありません。

監査役 後藤高志氏は、弁護士であります。同氏が兼職する他の法人等と当社の間に、取引等の特段の関係はありません。

②当事業年度における活動状況

氏　名	活　動　状　況
取締役　蒲　地　正　英	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から経営全般についての発言を適宜行っております。
監査役　石　川　　直（常勤）	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。常勤監査役として、その他の重要な会議にも出席し、証券会社での勤務経験及びその子会社での監査役経験を活かした発言を適宜行っております。
監査役　濱　田　清　仁	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席し、監査役として、また、公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役　後　藤　高　志	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席し、監査役として、また、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度として契約することができる旨、定款に定めております。

なお、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、同定款に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して会計監査人の報酬等について同意しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、商品管理システム構想策定に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

1 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

2 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期継続的な企業価値向上が株主の利益への貢献であるとの認識のもと、事業計画に基づく再投資に意を用いつつ、株主に対して安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結業績のほか、経営環境や資本効率、フリーキャッシュフロー等を勘案しながら、原則的に連結配当性向25%以上を目標としておりますが、特殊要因等により当期純利益及び資本構成の変動が大きい事業年度については、その影響を勘案の上、配当額、配当性向を決定いたします。

自己株式の取得については、機動的な資本政策の必要性や財務状況に与える影響等を勘案しながら、取締役会の決議により実施いたします。

なお、当事業年度の期末配当は、70円00銭とさせていただきます。

また、当事業年度において、自己株式179,000株を1,002,400千円にて取得いたしました。

(注) 当社は、2019年８月６日開催の取締役会決議により、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「期末配当」につきましては当該株式分割による調整前の当期末日時点における金額で記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表　(2019年８月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**9,874,255**
現金及び預金	4,103,508
売掛金	346,011
商品	4,863,395
貯蔵品	2,559
その他	764,021
貸倒引当金	△205,240
固定資産	**4,237,540**
有形固定資産	**1,928,194**
建物及び構築物	2,432,863
工具、器具及び備品	282,889
リース資産	79,403
土地	189,965
建設仮勘定	10,424
その他	1,942
減価償却累計額	△1,069,293
無形固定資産	**587,214**
のれん	367,101
その他	220,113
投資その他の資産	**1,722,131**
差入保証金	1,084,640
繰延税金資産	339,963
その他	300,193
貸倒引当金	△2,667
資産合計	**14,111,795**

(単位：千円)

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**6,239,411**
買掛金	19,205
短期借入金	4,440,000
１年内償還予定の社債	160,000
１年内返済予定の長期借入金	254,088
リース債務	8,204
未払法人税等	607,496
賞与引当金	191,575
資産除去債務	14,577
その他	544,264
固定負債	**1,176,933**
長期借入金	572,518
リース債務	474
役員退職慰労引当金	63,746
資産除去債務	537,965
長期未払金	2,228
負債合計	**7,416,344**
純資産の部	
株主資本	**6,704,665**
資本金	1,027,507
資本剰余金	1,015,284
利益剰余金	4,721,656
自己株式	△59,783
その他の包括利益累計額	**△9,214**
為替換算調整勘定	△9,214
純資産合計	**6,695,450**
負債純資産合計	**14,111,795**

連結損益計算書 （自　2018年９月１日　至　2019年８月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**37,799,272**
売上原価		**28,165,668**
売上総利益		**9,633,603**
販売費及び一般管理費		**7,393,275**
営業利益		**2,240,328**
営業外収益		
受取利息	185	
為替差益	39,434	
立退料収入	16,800	
その他	25,642	82,062
営業外費用		
支払利息	30,783	
支払手数料	10,585	
デリバティブ評価損	6,980	
その他	11,720	60,070
経常利益		**2,262,320**
特別損失		
減損損失	18,658	18,658
税金等調整前当期純利益		**2,243,662**
法人税、住民税及び事業税	**823,541**	
法人税等調整額	**△38,823**	**784,717**
当期純利益		**1,458,944**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,458,944**

計算書類

貸借対照表 (2019年８月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**9,169,501**
現金及び預金	3,671,638
売掛金	316,598
商品	4,673,530
貯蔵品	2,294
前払費用	427,898
その他	282,781
貸倒引当金	△205,240
固定資産	**3,949,415**
有形固定資産	**1,234,940**
建物	1,884,781
工具、器具及び備品	233,746
リース資産	79,403
建設仮勘定	10,424
減価償却累計額	△973,413
無形固定資産	**218,040**
商標権	17,279
ソフトウエア	194,683
リース資産	323
その他	5,754
投資その他の資産	**2,496,433**
関係会社株式	884,269
差入保証金	1,000,622
繰延税金資産	315,623
その他	298,585
貸倒引当金	△2,667
資産合計	**13,118,917**

(単位：千円)

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**5,799,634**
買掛金	18,552
短期借入金	4,200,000
１年内返済予定の長期借入金	186,996
１年内償還予定の社債	160,000
リース債務	8,204
未払費用	87,301
未払法人税等	571,320
賞与引当金	165,144
その他	402,115
固定負債	**779,304**
長期借入金	258,014
リース債務	474
資産除去債務	454,840
役員退職慰労引当金	63,746
長期未払金	2,228
負債合計	**6,578,938**
純資産の部	
株主資本	**6,539,979**
資本金	1,027,507
資本剰余金	1,017,504
資本準備金	1,017,504
利益剰余金	4,554,750
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	4,552,250
繰越利益剰余金	4,552,250
自己株式	△59,783
純資産合計	**6,539,979**
負債純資産合計	**13,118,917**

損益計算書 （自　2018年9月1日　至　2019年8月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**35,574,088**
売上原価		**26,973,636**
売上総利益		**8,600,451**
販売費及び一般管理費		**6,406,061**
営業利益		**2,194,390**
営業外収益		
受取利息	175	
為替差益	34,166	
業務受託料	9,457	
立退料収入	16,800	
その他	26,410	87,009
営業外費用		
支払利息	24,749	
支払手数料	10,186	
その他	9,504	44,440
経常利益		**2,236,960**
特別損失		
減損損失	16,676	16,676
税引前当期純利益		**2,220,283**
法人税、住民税及び事業税	**777,979**	
法人税等調整額	**△35,182**	**742,796**
当期純利益		**1,477,486**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月24日

株式会社ＳＯＵ
　取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原　孝広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　裕之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＳＯＵの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＯＵ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月24日

株式会社ＳＯＵ
　取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原　孝広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　裕之	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＳＯＵの2018年9月1日から2019年8月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年10月24日開催の取締役会において、吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年９月１日から2019年８月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月24日

株式会社ＳＯＵ　監査役会

常勤監査役	石川　直	㊞
監査役	濱田　清仁	㊞
監査役	後藤　高志	㊞

（注）常勤監査役 石川直、監査役 濱田清仁及び監査役 後藤高志は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

日 時　2019年11月22日（金曜日）午前10時　（受付開始 午前9時）

会 場　品川シーズンテラス　28階　株式会社SOU　本社オークションルーム

東京都港区港南一丁目２番70号　TEL 03（4580）9983



交通機関のご案内

- JR品川駅　港南口（東口）より徒歩６分
- 京浜急行電鉄品川駅　高輪口より徒歩９分

SOU

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK